

憲法制定の権力、国王の拒否権、人権宣言、最高存在の崇拝

——憲法制定国民議会の討議（1789年7月から10月）とロベスピエール——

上 田 和 彦

はじめに

1789年夏、憲法制定国民議会で封建的特権の廃止が決議されると（8月4日）、人権宣言も採択され（8月26日）、国民主権の原則が打ち出される。ところがその直後の秋には、国民の代表者たちが決議した法令に対する、国王の「停止的拒否権」が認められる。それは、国王が法令を拒否した場合、次の選挙で召集された議会在法令をもう一度議決すれば国王の裁可に相当し、次の選挙で召集された議会在三度目の議決をした場合は発効するというものだ。つまり、国王は立法府が決議した法令を一時宙づりにする権限を持つものの、法令の当否の判断は、立法府でもう一度当の法案を審議することになる代表者たちを選ぶ国民に委ねられたということだ。

この拒否権の問題は、人権宣言で高らかに謳われた国民主権の原則と王権をいかに調和させて政体を作り上げるかという、当時の立憲君主政支持者たちの懸案に関わるだけではない。拒否権の討議では、国王に絶対的な拒否権を認めるべきとする者、停止的拒否権を認めるべきとする者、そのいずれも認めるべきではないとする者がいた。ただ、拒否権を認めるべきかいななかでは意見が分かれるものの、国民の代表者たちが議会で討議した末に下した判断が、国民の希求と合致しない可能性があるという点を、すべての者が考慮しなければならなかった。主権者である国民の判断によって選ばれた代表者たちによる判断が

国民の希求にそぐわない可能性、さらには、代表者たちの判断が誤る可能性があるのなら、誰が代表者たちの判断を正せばいいのか。つまり、国民の代表者たちからなる立法府を監視するもの、その権力の濫用を予防したり、矯正したりするもの、すなわち、なんらかの後見人のようなものが必要かという問題、必要であるなら誰が後見人となるべきかといった問題が浮上してきたのである。

拒否権賛成派、反対派の典型的な考え方については別稿で考察した¹⁾。ここでは提出された案を下記にまとめておく²⁾。

☆ 立法権力の監視役をどこにおくか？

——代表制立法権力の中におく

———立法府の上におく：**convention** 憲法審査会議、上院、フランス型元老院

———立法府の下におく：国民

———第一次集会（各選挙区で国民議会議員を選出する制度）での新たな議員の選挙

———第一次集会へ上訴（第一次集会での法案の再審議）

———世論を報告する制度

——代表制立法権力の外におく

———国王

———立法府、執行府、司法府とは異なる第四の制度：違憲審査院

———不可視の法廷として世論

1) 「『国民』という主権者の啓蒙の問題——フランス「恐怖政治の教訓」『われわれはどんな「世界」を生きているのか——来るべき人文学のために——』（山室信一他編、ナカニシヤ出版、2019年、70-91頁）。

2) Cf, Marcel Gauchet, *La Révolution des pouvoirs — La souveraineté, le peuple et la représentation 1789-1799*, Gallimard, 1995；マルセル・ゴーシェ『代表制の政治哲学』富永茂樹他訳、みすず書房、2000年。

もう一度確認しておくが、国王に停止的拒否権を認めた決議は、国王を後見人に定めたものではない。立法府の実質上の後見人は国民とされたのである。では、国民は立法府の後見人になることができるのか。

一方では、主権者はあくまでも国民である以上、いかに国民の代表者の判断であろうとも、疑義が生じた場合には、国民にその意思を聞かねばならないと主張される。他方では、国民からは、たいていの場合偏った個別的な意見がばらばらに聞こえてくるので、国民の代表者のほうが国民の後見人となって、国民を啓蒙するための法律や制度を整え、共通の理性に照らされた世論が形成されるように努力しなければならないと主張される。立法者たちは国民を主権者として認めざるをえないにしても、国民が立法府の後見人となるのに相応しいかに関しては判断が揺れていた。いずれにせよ、代表制民主主義が適切に機能するには、克服すべき問題があることが明らかになったのである。国民が真の主権者になるように育成するには立法者は何をすべきか。この問題は革命期全体を通して、そしてそれ以降も残り続けることになるのだが、憲法制定国民議会初期の討議で問題となるのは、国王に認めてしまった停止的拒否権と、主権者国民の代表者が持つ憲法制定的権力との関係である。

I. 国王の停止的拒否権と議会の憲法制定的行為

まず、国王の拒否権について憲法制定国民議会で討議された時期に、ロベスピエールがどのように考えていたのかを見ながら、論点を確認していこう。

ロベスピエールは、国王が拒否権を持つことは執行権による越権行為だと考え、何度も反対の立場で発言したのだが、綿密に準備していた演説を披瀝する機会には恵まれなかった。ただ、停止的拒否権が国王に認められた後、演説の原稿が印刷され回覧されることになる。この文書のなかでロベスピエールは、国王の拒否権を「とんでもない怪物³⁾」と呼び、国民主権と代表制民主主義を

3) «Dire de M. de Robespierre, contre le veto royale, soit absolu, soit suspensif», *Œuvres complètes de Maximilien Robespierre*, Tome 6, Société des études

護持しようとする。「国民への上訴」も必要ではないとし、その理由を次のように説く。

諸君の代議員たちをごく短い期間にかぎって指名しなさい。その期間がすぎれば、彼らは市民たちの群れのなかに帰っていかねばならず、彼らは市民たちの公正な判断をうける。[……] こうした注意が諸君を安心させなければ、こう思っで見なさい。国王の拒否権に救いの手を求めずとも、国民へのいわゆる上訴に諸君が期待しているように思える利点はすべて、物事の自然なありかたそれ自体によって確保される、と。というのも、悪法は必然的に国民によって裁かれることになるからだ。国民はおそらく自分たちの権利と利益を、大臣たちと同じくらい知っている。立法の誤りは次の立法期間によって簡単に改善されうる。⁴⁾

このようにロベスピエールは、市民の「公平な判断」に期待し、立法府の誤りは立法者を選んだ国民によって次の選挙で正されるべきだと考える。「国民」が「自分たちの権利と利益」について「大臣たちと同じくらい知っている」と述べていることに注目しよう。この時期のロベスピエールは、「国民」、「大臣たち」そして国民議会の立法者は、権利と利益について討議するうえで平等であるべきだと主張している。それほどロベスピエールは、主権が国民にあることを尊重し、最終的な判断を国民に委ねようとしていたのである。

拒否権問題の討議では十分に発言できなかつたロベスピエールは、国王の権限に関して憲法制定国民議会でさらに討議される際に、自身の考え方を議員たちの前で明確に述べることになる。

1789年10月5日、国民議会では、人権宣言の承諾を求められていた国王からの「返答」が読み上げられた。

[……] 諸君が余のもとによこしてきた憲法の最初の諸条項は、諸君の次の作業

robespierristes, 2011, p. 87. 以下この全集を OCR と略す。

4) *Ibid.*, p. 94.

と一体となれば、余の人民たちの願いを叶え、王国の幸福と繁栄を保証することになろうと信頼し、余は諸君の望みにそって、これらの諸条項に賛同する。ただし、ひとつの定められた条件の下においてであり、余がその条件を放棄することは決してなからう。すなわち、諸君の審議の総体的な結果により、執行権の効力のすべては君主の掌中にあるという条件である。[……]

諸君に率直に明かしておくことがある。諸君が余のもとに委ねさせた憲法諸条項に余が賛同するのは、それらがすべて一様に完璧の観念を呈しているからではない。しかし、国民の代議士たちの現今の願いと、なかならず、平和と秩序と信頼をすみやかに回復することを望むように私たちをかくも強く促す憂慮すべき状況を、逡巡せず考慮することが、余には称賛すべきであると思う。

余は人権宣言について自分の考えは述べない。この宣言には諸君の事業を導くのに適した、とてもよい箴言が収められている。しかしそれには説明する余地のある、ないしは解釈する余地さえある原則が含まれており、それらの真の意味は、この宣言が基盤として役立つ諸法律によって定められねばならないだろう。⁵⁾

曖昧な返答である。憲法の諸条項を承認するように求めた議会の要請に対して、「賛同」とは言われているものの、「条件」が付けられており、すべてが「完璧」というわけではないという解釈が述べられている。人権宣言についても、その「真の意味」はこれから「諸法律」によって定められるべきだと示唆されている。

国王からのこのような返答が読み上げられた後、議長が予定されていた議案の検討に入ろうとしたところ、ミュゲ・ド・ナントウ（第三身分選出議員）が国王の返答を問題視する発言を始める。するとロベスピエール（第三身分選出議員）がその直後に、国王の返答に対して激しく反論する。

国王の返答は、あらゆる憲法を破壊するだけでなく、憲法を持つという国民の権

5) *Archives parlementaires de 1787 à 1860, première série*, Librairie administrative de Paul Dupon (以下 AP と略), t. 9, 1877, p. 342-343.

利を破壊するものだ。憲法の条項は定められた条件の下でしか採用されない。憲法に条件を課すことのできる者は、その憲法を阻む権利を持つ。その者は国民の権利の上に自分の意思を据える。諸君にはこう言われている。諸君の憲法条項は、それらがすべて完璧の観念を呈しているわけではない。人権宣言について自分の考えは述べない、と。憲法制定的権力を批判する権利が執行権にあるのか、憲法制定的権力は誰から発するのか。諸原則を説明し、国民の上に聳え立ち、その意思を検閲する権利は、地上のいかなる権力にも属していない。したがって私は国王の返答が諸原則と国民の諸原理に背反し、憲法に反していると見なす。

これまでの経緯をすべて諸君が勘案すれば、大臣らが国民と権威を競うつもりでいるのがよく分かる。諸君の法令が裁可されたが、そのいくつかは国務諮問会議の裁決によってであり、「なぜなら以上のことが余の欲するところである」という、専制主義の古めかしい形式が付されていた。他のひとつは規則に変えられている。また国王は諸君なしで法律を作るが、諸君は国王なしで法律を作ることができない。諸君が障害を避けるには、障害を打ち砕く以外に手段がない。国民の権利にもたらそうとされる打撃を助長するだけにしか役立たないヴェールでもって、国民の権利を覆うのにいかなる種類の宗教があるというのか。ひとつの人民が自らに与えようと欲する憲法に、なにか障害を対置することのできる人間の権力があるのか、はっきりと検討しなければならない。もし停止的拒否権が憲法を制定する議会の行為を対象とすべきなら、憲法制定的行為を承諾する文言と通常の立法行為にたいする裁可の文言を決めなければならない。⁶⁾

ここでロベスピエールは国王からの返答を批判するために、憲法制定的行為に国王の承認が必要かという問題を巡って論を展開している。「憲法制定的権力を批判する権利が執行権にあるのか、憲法制定的権力は誰から発するのか」と議員たちに問いかけ、「諸原則を説明し、国民の上に聳え立ち、その意思を検閲する権利は、地上のいかなる権力にも属していない」と断じている。これが国民主権の原則からロベスピエールが導き出す主張である。国民からその意

6) AP, t. 9, p. 343、OCR, t. 6, p. 101-102.

思を委託された代表者たちの憲法制定的行為によって決議された憲法の諸条項を解釈し承認するかいなかを決める権利は国王にはない、人権宣言にしても、憲法と同じ資格を持つものであり、国王に解釈する権利はない、とロバスピエールは考えている。ところが国王は、憲法の諸条項に賛同するとは言うものの、議会も認めた立憲君主政という条件の下で、執行権は自らが握っていることを確認させようとしてきたのだ。人権宣言についても、「よい箴言が収められている」とは言うものの、その「真の意味」は原則を適用する諸法によって定められると言ってきている。法律に関しては国王に停止的拒否権が認められた以上、人権宣言の適用を定める諸法を、国王が自らの解釈によって拒否する余地がある。それゆえロバスピエールは、停止的拒否権が国王に認められた際の討議に立ち返り、立法権に制限を加えた措置に改めて反論しているのである。

ロバスピエールの発言のなかにある国民の権利を覆う「ヴェール」とは（『ジュルナル・マニユスクリ・ドゥ・ペルラン』紙には「宗教的なヴェールを引き裂く時である⁷⁾」と発言したとある）、国王に停止的拒否権が認められた後に使われるようになった言い回しのようなものだ。

9月14日の議事を報告する『メルキュール・ド・フランス』紙にはこうある。

ミラボー氏は、憲法制定的行為は国王の裁可が必要であるかという問題——この問題については議会が賢明にも宗教的なヴェールをかけていたのであるが——に予断を下すのを避けながらも、これらの法令〔8月4日の決議〕は憲法制定的権力から発するものだということ、それらは法律ではなく、法の原則であり、憲法にかかわる基礎であって、これらの法令に必要なのは、裁可ではなく、公布であることを認めた。⁸⁾

ミラボーが発言している9月14日の議会では、封建的特権の廃止を決めた

7) OCR, t. 6, p. 100.

8) *Mercure de France*, 26 septembre 1789, p. 273.

「8月4日の決議」（その後数日間の討議によって若干の修正を受けた後「8月11日の法令」として成文化）に、国王の「裁可」は必要かどうかが討議されている。ミラボーはこの日、これらの決議は憲法の基礎にかかわるものであり、憲法制定的権力によって定められたものである以上、国王の「裁可」は必要ではなく、「公布」のみが必要であるとの考えを示している。同じミラボーは、先の停止的拒否権の討議のさいには、法律に関しては国王に「裁可」する権限を与え、立法府の権限に制限を付けておくべきだと主張していた⁹⁾。ただその際には、憲法制定的行為に国王の「裁可」が必要かという問題は直接には討議されておらず、この問題には「議会在賢明にも宗教的なヴェールをかけていた」と見られていたのである。この問題が、「8月4日の決議」は憲法制定的行為か法律か、いずれにしても、国王の「裁可」が必要かどうかで討議されるなかで先決すべき問題として浮上してくる。9月14日の議会は、「8月4日の決議」が憲法制定的行為かどうか、憲法制定的行為に国王の「裁可」が必要かどうかでも決着がつかないまま閉会するが、それでも「8月4日の決議」の早期の実効化を望む議会は、国王に「裁可」を要請することになる。すると国王は、「8月4日の決議」のいくつかに詳しい考察をつけた返答を議会によこし、「8月4日の決議」が法律として起草されてからでないかと裁可しない旨を伝えてくる。議会は国王の考察を議会で検討すべきかどうかで紛糾するが（9月18-19日）、「8月4日の決議」については、「裁可」ではなく「公布」を国王に要請することで決着する（9月19日）。結局、国王は「8月4日の決議」の「公布」を承諾する旨を議会に伝えてくることになる（9月21日）。¹⁰⁾

そこで議会は、今度はすでに議決されていた憲法のいくつかの条項と人権宣言とを承諾するように国王に求める。それに対して国王は、先に引用したように、「余は人権宣言について自分の考えは述べない」が、「それには説明する余地のある、ないしは解釈する余地さえある原則が含まれており、それらの真の

9) AP, t. 8, 1er septembre, p. 538.

10) 9月14日-9月21日の討議に関しては以下を参照されたい。AP, t. 8, p. 636-640, AP, t. 9, p. 34-36, p. 42-43, p. 53.

意味は、この宣言が基盤として役立つ諸法によって定められねばならないだろう」と返答してきたのである（10月5日）。「8月4日の決議」の「公布」にやっと漕ぎ着けたところに、国王が今度は人権宣言について、自分に認められた停止的拒否権によって拒否することができる法律を解釈することによって、その「真の意味」を定める余地があることを議会に告げてきているとも読みうる返答である。憲法制定的行為に国王の「裁可」が必要かという問題に決着をつけていなかった議会は、人権宣言についての国王の返答を前にして、法律に関して国王に認めた停止的拒否権についてもあらためて討議しなければならなくなる。そのような状況において、ロベスピエールは国王の返答を問題視し、憲法ならびに人権宣言に国王の承認が必要ではないことをまず力説し、ついで、国王による法律の「裁可」を再び問題にすべく、国民議会と国王の関係のうえにかけられた宗教的なヴェールを取り除き、立法府の権限を明確にすべきだと主張しているのである。

ロベスピエールの発言の後、国王の返答をどのように議会は受け止めるべきかで討議が続くが、憲法の諸条項と人権宣言を「純粹に単に受諾」するように国王に求めるべく議長が退席することで決着し¹¹⁾、その日の晩には「国民議会が余に提示した憲法の諸条項と人権宣言を、余は純粹に単に受諾する」との返答を得て議長が戻ってくる¹²⁾。この日、パリの女性たちを先頭に群衆がヴェルサイユに押しかけ国王に食料不足の解消を訴えてもいた。

このような経緯によって、憲法制定国民議会の憲法制定的権力と国王の執行権のあいだに掛けられていた宗教的なヴェールは取り除かれたように見える。

Ⅱ. 「神の恵みによって…ルイは」の文言に関する討議

しかしながら、立憲君主政体から宗教的な性質が完全に取り除かれたわけではない。

11) AP, t. 9, p. 346.

12) AP, t. 9, p. 348.

ロベスピエールは、憲法制定的行為と通常の立法行為に関して、国王の承諾の文言まで決めるべきだと主張していた。10月5日の議会では文言の修正まで討議されなかったが、10月8日、憲法に記載する国王による承諾と公布の文言が討議されたさい、ロベスピエールはあらためて、法律の公布に使われてきた旧体制下の文言を、専制の表現として棄却すべきだと主張する。賛否が分かれた文言について、次のように報じられている。

「神の恵みによって、フランス国とナヴァール国の王であるルイは」という古い言い回しについて激しく討議された。ロベスピエール氏とペティオン氏は、「神の恵み」という文言を消すように要求した。彼らが言うには、国王を作り出すのは神ではないからだ。フレトー氏とミラボー氏は、法律にこうした宗教的な性質を残しておくのは有益だと判断した。¹³⁾

ここで問題となっている「神の恵みによって…ルイは」という文言を巡る争点は何だったのか。この文言を含めた旧体制下の公布の表現をロベスピエールが削除すべきだとする理由については『アルシーヴ・パルルマンテール』には記録されておらず、他紙にも「フランス人民の代表者によって行使される国民の立法権に反する¹⁴⁾」と述べたことしか報告されていない。ただ、同じようにこの文言を削除すべきだとするペティオン（第三身分選出議員）は、次のように演説したと『アルシーヴ・パルルマンテール』にある。

「神の恵みによって、ルイ」の文言の後に「王国の法によって、フランス人たちの国王」の文言を付け加えるという提案に対して]

「王国の法によって……ルイは」という表現の代わりに「国民の同意によって」と言うほうがより適切ではなからうか。こうした同意こそ、国王を作り出す。「神の恵みによって」を保持しておくことはできない。国王が国王であるのは、ただ人民

13) *Mercure de France*, 17 octobre 1789, p. 195.

14) OCR, t. 6, p. 111.

たちの恵みによってであるし、王たちが神に由来すると認めることは、最高存在を多くの場合中傷することになり、私たちが戴きかねない暴君たちを聖別することになる。シャルル九世は神の恵みによって国王だったのか。¹⁵⁾

停止的拒否権に関しては国王に認めるべきだと主張していたペティオンは¹⁶⁾、このように、王権の由来に関しては王権神授説を認めず、「国民の同意」によってこそ、国王は国王になると主張する。それに対して、ミラボー（第三身分選出議員）は次のように反論する。

ここで告白しておくが、古い言い回しを放棄するのは、とりわけそれが宗教的な感情に関わり、邪悪な効果を持ち得ないときには、国民たちにはいかなる利益にもならない。おそらく、「確かな学識」「まったき権勢」「余の欲するところである」の言い回しは尊重されていなかったし、今日尊重されるように要請されはしない。これらの言い回しは良識に衝突する。「確かな学識」といえば、絶えず変わり、試行錯誤し、矛盾したことを言い、「まったき権勢」といえば、ぐらつき、時代に逆行しており、専制の大法官府だけに帰属するものだ。しかし、「神の恵みによって」という文言は宗教への敬意であって、こうした敬意は世界中のあらゆる人民が当然持つべきものである。それはなんの危険も伴わない宗教的な次元であり、人間たちの間の集結地点として保存すべき貴重なものである。国王たちが神の恵みによって国王であるのなら、諸国民は神の恵みによって主権者である。すべてを容易に両立させることができる。まず、あらゆる序文は法律から取り払わねばならない。ひとりの者がその名においてその意思に従って命令する時には、彼が諸々の意見を集結させれば、しごく簡単である。しかし国民の代表者たちが国民の名において語り、一般意志を表明している。したがって人々が一般意志に従うようにそれを提示すれば充分である。

私が提案するのは次の言い回しである。「神の恵みと国家の基本法によって、フ

15) AP, t. 9, p. 384.

16) AP, t. 8, le 5 septembre, p. 584.

ランス人たちの国王であるルイは国民議会の審議と願いに応じて、以下のことを命じる。」¹⁷⁾

このようにミラボーは、「神の恵み」という宗教的な次元が介在することによって、立憲君主政と国民主権は両立可能であると説こうとしている。とはいえ、「国王たちが神の恵みによって国王であるのなら、諸国民は神の恵みによって主権者である」という考え方は、議員たちすべてを納得させるようなものだったのか。

ミラボーの発言の直後に、フレトー（貴族身分選出議員）も「神の恵みによって、ルイは」の文言を残すべきだと主張するのだが、その演説は注目に値する。

私は「神の恵みによって、ルイは」という言い回しは欠かせないと思う。あるひとつの神慮があり、その心の奥の感情は正義と自由への愛の感情を大切にしている。王国の存在はこの最高存在の存在に結びつけられていなければならない。私たちは最高存在の法のうちに諸人民の権利と国王たちの権利を定めるものをすべて見出す。

私はまた「王国の諸基本法によって」という文言も採用する。このようにして諸君は各法律の冒頭に、法こそが国王を作り出すことを表現し、国王たちがどこから権力を自分らに引き出すのかを人民に告げることになる。

どうか私に、世界で最初の立法者たちのひとりの成文なかに見つかる次の諸原則を、諸君に思い起こさせて下さい。申命記の文章には、次のようにある。イスラエルは、約束の地に定住を予見しながら、自らにたいしてこう言う。「私を戦闘において導き、私を正義にするために、至高者を私の頭に据えるだろう」。立法者はこう答える。「あなたはあなたの権利を使うだけでよい」。

ここには憲法を宗教に結びつける重大な原則がある。諸々の法律は失われていく。諸々の憲法も破棄されていく。諸国民は過ぎ去っていく。しかし道徳の諸原理は不易のままにとどまる。それらは人間たちの心のなかに刻まれている。

17) AP, t. 9, p. 384.

ピトラの勅令〔シャルル二世によって862年に出された勅書〕は神の恵みに言及しており、とくに人民たちによる選択に、二番目の選定として言及している。こうした考え方によってわれわれは次のように二重の言い回しを残しておくように決心するはずだ。「神の恵みと人民たちの選択により」。¹⁸⁾

「フレトーの演説は活発に喝采された¹⁹⁾」と『アルシーブ・パルルマンテール』にある。なぜそれほど喝采されたのか。フレトーの演説で注目すべきは、最高存在の「法」に言及しておいたうえで、諸々の法律だけでなく憲法も不易のものではないと指摘しているのに対し、道徳の諸原理は不易なものとして人間の心のなかに刻み込まれているとしているところだ。フレトーは、一過性の存在にすぎない特定の国民の意思によって変わりうる法律や憲法とは違って、特定の国民の存在条件には左右されない普遍的な道徳原理があると述べている。そして、そうした不易の道徳原理は、最高存在に由来すると説こうとしている。国民主権の原則によって国民が自らの意思によって定めうる法律や憲法とは異なる、不易の道徳原則が存在するというをどのように説明するかという問題は、人権宣言における人間の権利の普遍性をどのように説明するかにもかかわってくる。時と所に関係なく認められるべき人間の権利は、最高存在によって与えられたものか、それとも「自然」によって与えられたものなのか。人権宣言が「最高存在の前でその庇護の下に」宣言されたとはいえ、この問題に決着がついていたのだろうか——この点には後に戻る。フレトーの演説は、「最高存在の恵み」を最上位におきながらも、「人民たちの選択」を付け加えることによって、国王の地位があくまでも国民の意思に因るものであることは明確にしようとしている。そして、国民主権の原則によっても定めることができない「法」、すなわち、国民主権の原則に先だってある以上、国民の意思がかかわることのできない原理を、神の摂理によって説明しようとしている。神の摂理から道徳原理を導き出すことに異論があったかもしれないが、それでも、国民と

18) AP, t. 9, p. 384.

19) AP, t. 9, p. 384.

国王との関係だけを考慮すれば、国民主権の原則が尊重されている演説である。

では、ロベスピエールはフレトーの考え方に賛同したのだろうか。フレトーに次いで、エックスの大司教ド・ボワジュラン（聖職者身分選出議員）がフレトーを擁護する発言を行う。

先の発言者が述べたことに何も付け加えることができない。彼の演説が諸君に残した印象と議会で繰り返された拍手喝采は、彼がすべてのことを述べたということを示している。

事実、「神の恵みによって」の言い回しをどれだけ強調しても、しすぎることはなかろう。この摂理の言い回しこそ諸人民と諸国民を統べる。それこそが行政の礎である。なぜなら、それが道徳の源泉であるからだ。ひとつの法律を保つために、正義のありとあらゆる源泉を結びつけることより厳かなものはない。

諸君はその次に「国家の諸基本法によって」を付け加えよう。それもまた福音書の用語である。諸王はもっぱら諸法によってのみ君臨しなければならない。「フランス人たちの国王」という称号については、イギリス国王が私たちの君主にあたえる称号であることを指摘しておく。²⁰⁾

このように「神の恵みによって」を残すべきという発言が続いた後に、ロベスピエールは修正を求めて自らの案を提示しようとする。しかしながら、大半の議員たちに好意的には迎えられず、議会を疲れさせたと『アルシーブ・パルルマンテール』にはある²¹⁾。ただ喧噪のなかで最後まで読ませてはもらえなかった彼の修正案は記録には残されている。

ルイ、神の恵みによって、また国民の意思によって、フランス人たちの国王、フランス王国のすべての市民たちに：人民よ、これが諸君の代表者たちが作った法であり、余はそれに王璽を押した。²²⁾

20) AP, t. 9, p. 384.

21) AP, t. 9, p. 384.

ロベスピエールが、先立つ発言者たちの考え方に納得して「神の恵み」の文言を残そうとしたかどうかは他紙の記事からも分からない。公布の文言について10月8日には確定されなかったものの、結局「神の恵みによって……ルイは」の文言は残されることになる。

法律を公布する国王の権威に関して、「神の恵み」とするか、それとも「人民の恵み」もしくは人民が自ら定める憲法や法律によるものとするかの討議の際に、国王と人民の関係、国王と最高存在の関係だけでなく、人民と最高存在の関係も問われていたことに留意したい。というのは、共和政の成立後、もはや国王の執行権による立法権への侵害を気にかける必要がなくなった時、ロベスピエールらの革命政府は、共和国の原動力を人民の「徳」に求めようとする。その際、「徳」というものが、どのように存在しているかを説明する必要性が生じてこよう。「徳」は人民に生来備わっているのか。生来備わっているにしても、それはどこに由来するのか。「自然」に与えられたのか、それとも最高存在に由来するものか。生来備わっているのに、なぜ忘れ去られるのか。「徳」を忘れた人民にそれを思い出させるには、どうすればいいのか。このような一連の問いに、「徳」のうえに共和国を基礎づけようと企てるならば答えなければならない。ロベスピエールは、「恐怖政治」期の演説、とりわけ最高存在の祭典を実施する法令を提案する演説において、一連の問いに答えていく。それらの演説については稿を改めて検討することにして、ここでは人権宣言の討議において、いかなる経緯で最高存在の文言が前文に記されることになったかを見ながら、論点を整理しておこう。

Ⅲ. 人権宣言前文の討議（1789年8月20日）

人権宣言は「最高存在の前でその庇護の下に」宣言された。人間と市民の権利を確認する宣言において、なぜ最高存在へ言及する文言が書き込まれているのか。

22) AP, t. 9, p. 384-385.

人権宣言は、1789年8月20日から8月26日まで1週間かけて、条項ごとに審議され、その都度採択されていった。討議のたたき台としては、前日の8月19日に「第六部会案」が採択されており、前文は次の文言だった。

フランス人民の代表者たちは、国家の政体を再生させるために、また諸権利と、立法権および執行権の行使と限界とを定めるために、国民議会に集結して議席を占め、社会の秩序と良き政体全体は不動の諸原理を基盤として持たねばならないことを考慮し、自由であるために生まれた人間が政治的な社会の体制に服したのは、もっぱら自分の自然権を共同の力の保護の下に置くためであったことを考慮し、人間と市民の諸権利を、宇宙の至高の立法者の前で、厳粛に聖別し認めることを欲し、これらの権利が以下の諸真理に本質的に依拠することを宣言する。²³⁾

この案に対して、ド・ラボルド（聖職者身分選出議員）が次の修正案を出す。

フランス国民の代表者たちは、国民議会に集結し、国家の憲法を起草する任を負い、最高存在に加護を祈った後、あらゆる社会の目標は人間と市民の諸権利を表明し、行き渡らせ、保証することであることを考慮し、制定されたいかなる政治団体も権力の限界を超えることができないことを考慮し、立法府を人間の諸権利の防衛にだけ閉じ込めることで、その権力を濫用する手段をすべて取り除くことがとりわけ必要不可欠であり、市民たちが自然から手にしている諸権利があらゆる侵害から

23) Antoine de Baecque et al., *L'An 1 des droits de l'homme*, Presses du CNRS, 1988, p. 268. 人権宣言の討議に関してはこの文献から引用する（L'AN1と略）。参考のために『アルシーヴ・パルルマンテール』*Archives parlementaires de 1787 à 1860, première série*, Librairie administrative de Paul Dupon, t. 8, 1875（以下APと略）、『モニトゥール』紙*Réimpression de l'Ancien Moniteur*, t. 1, 1860（以下Monと略）の該当箇所を挙げる。「第六部会案」は、AP, t. 8, p. 431, Mon, t. 1, p. 362に掲載されている。各種の人権宣言案と討議については、富永茂樹編『資料 権利の宣言——1789』（京都大学人文科学研究所共同研究資料叢書 第6号、2001年）も随時参照した。

守られるように他の権力が制定されることが重要であることを考慮し、その結果として国民議会は、制定された諸権力が、閉じ込めておかれるべき限界を見出すことになる以下の条項を宣言する。²⁴⁾

この修正案について二点注目しよう。

- (1) 「宇宙の至高の立法者」のかわりに「最高存在」の表現が用いられ「加護を祈る」ことが提案されている。
- (2) 「市民たちが自然から手にしている諸権利」を、いかなる権力も、とりわけ立法権は侵害しないように明記することが提案されている。

(1) については多くの議員が発言しており、興味深い討議が見られる。ド・ラボルドの修正案を支持する議員の発言の後、ヴィリウー伯（貴族身分選出議員）が「第六部会案」の表現の仕方を変えることを提案する。そして「第六分会案」のなかで「さらに私の胸を打つのは、最高存在に加護を祈ることだ²⁵⁾」と言い（「最高存在に加護を祈る」という表現はド・ラボルドの修正案で使われており、「第六部会案」で相当する表現は「宇宙の至高の立法者の前で」である）、その理由を次のように説明する。

この表現では、われわれはわれらの権利を自然から手にしている、とは言われていない。それは国民が神の加護の下になす契約である。ああ、自然とはなんなのか。どのような観念をそれは呈示するのか。それは意味の欠けた語であり、われわれから創造主のイメージをかすめ取り、もっぱら物質だけを考慮するようにさせるものだ。²⁶⁾

このように述べた後、自らの修正案を読み上げるのだが、そこには「フランス人民の名の下、最高存在の面前で、あらゆる市民の消滅することのない諸権

24) L'AN 1, p. 150, AP, t. 8, p. 462, Mon, t. 1, p. 365.

25) L'AN 1, p. 151, AP, t. 8, p. 462, Mon, t. 1, p. 365.

26) L'AN 1, p. 151, AP, t. 8, p. 462, Mon, t. 1, p. 365.

利を聖別することを欲し²⁷⁾」という文言が見られる。次いで、ミラボー弟（貴族身分選出議員）が、憲法の冒頭に「立法者のなかで最も偉大な者の作品である十戒」を置くことを提案すると、ド・ヴォルネ（第三身分選出議員）が、最高存在については触れずに、宣言が必要となった歴史的な経緯を記す前文案を出すのだが、その後多くの者が「最高存在の前で」の文言を前文に入れるように力説することになる。最高存在は至る所に存在しているのだから、それを明言するのは無用だとする意見も出されるが、注目すべきは、「最高存在に加護を祈る」の文言を入れた修正案を出した当のド・ラボルドがヴィリウー伯に対して、「『最高存在の前で、等』を宣言するのは無用である」、「人間はその権利を自然から手にしており、何人からも手にしていない」と反論していることだ²⁸⁾。ここにいたって多くの異論が噴出したようだ²⁹⁾。

コルトワ・ド・バロール（聖職者身分選出議員）が「人間がその存在を神から手にしていることは自明の観念であると言われてきた。この観念がいつそう自明であって、けっして異議をさしはさまれなければよかったのだ！けれども法律を作成するときには、法律を神性の加護の下に置くのが美しい」と反論する。モンジャン（聖職者身分選出議員）とベルラン（第三身分選出議員）は、ローマ、ロシア、アメリカが法典の冒頭で、最高存在に加護を祈っていることを指摘する。³⁰⁾

この後、「第六委員会案」とこの日に出された四つの修正案があらためて読み上げられて採決に入ろうとすると、奇妙なことに前夜に否決された「五人委

27) L'AN 1, p. 151, AP, t. 8, p. 462, Mon, t. 1, p. 365.

28) L'AN 1, p. 151-152. ド・ラボルドの「『最高存在の前で、等』を宣言するのは無用である」、「人間はその権利を自然から手にしており、何人からも手にしていない」の発言は AP, Mon には記載されていないが、L'AN 1 の編者が参照している次の資料には記載されている。 *Journal des États généraux, Logographe (le Hodey)*, vol. III, p. 17 (以下 Logo と略)。

29) L'AN 1, p. 152. CF, Émile Walch, *La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen et L'Assemblée constituante, travaux préparatoires*, Thèse, H. Jouve, 1903, p. 144 (以下 Walch と略)。

30) L'AN 1, p. 152, AP, t. 8, p. 462-463, Mon, t. 1, p. 366.

員会案」の前文を検討するように要請する声が多数あがったため、あらためて読み上げられ討議されることになる³¹⁾。その結果、前日の討議（第三身分選出議員ミラボーが中心となって作成した「五人委員会案」は否決されることにはなったものの、貴族身分選出議員ラリー＝トランダルが、最高存在と人間の関係についての条文を宣言に付け加えるようにミラボーに願っていた——この点には後に戻る——）と、この日の討議を踏まえてであろうか、「五人委員会案」では「意図的にか偶然にか³²⁾」脱漏していた最高存在に関する文言が付け加えられ、次のような文面が採択された。

フランス人民の代表者たちは、国民議会に組織され、人間の諸権利の無知、忘却、軽視が公共の不幸と統治機構の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、厳粛な宣言において、人間の不可譲かつ神聖な自然権を宣示することを決意した。この宣言が社会体のすべての構成員に対して恒常的に現前し、自分たちの権利と自分たちの義務を絶えず思い出させるために。立法権の行為ならびに執行権の行為が政治制度全体の目的といつでも対照されうることによって、よりいっそう尊重されるために。市民たちの諸要求がこれ以後単純かつ議論の余地がない諸原則に基づき、憲法の維持とすべての人びとの幸福に常に向かうために。

したがって、国民議会は最高存在の前でその庇護のもとに、人間と市民の次の諸権利を承認し宣言する……。³³⁾

なぜ結局「最高存在の前でその庇護の下に」の文言が前文に入るようになったのか。人権宣言の研究者ヴァルシュは「議会は少なくとも理神論者であり、国民のとりわけ農民大衆の宗教的本能を満足させようとしており、そうすることで聖職者身分の協力に感謝したかったということを思い出す必要がある³⁴⁾」

31) L'AN 1, p. 152, AP, t. 8, p. 463, Mon, t. 1, p. 366, Walch, p. 144–145.

32) Walch, p. 146.

33) L'AN 1, p. 152, AP, t. 8, p. 463, Mon, t. 1, p. 366.

34) Walch, p. 146.

と説明する。たしかに4分1以上の議席が聖職者身分に占められている状況では、彼らの協力が必要であったのだろう。そうであるにしても、宣言されることになる「人間の不可譲かつ神聖な自然権」（「五人委員会」案にあった「取り消すことのできない」の文言が削除されたが、第二条の条文では復活）は、最高存在から手にしているのか、それとも自然から手にしているのかという問題について、議員たちの間で決着が付いたのか。たしかに人権宣言の討議では、すでに存在しているはずの自然権を確認するために宣言することが第一の目的である以上、討議を報告する『ロゴグラフ』紙が指摘するように、「人間がこれらの権利をいかなる力に、いかなる守り神に負っているのかを検証するときではなかった³⁵⁾」と考える議員たちが多かったとも推測することができよう。他紙が指摘するように、たしかに「討議は道徳の深みから形而上学の冥暗へと急速に移行し、神学の抽象的な観念へと上昇していった³⁶⁾」ように見える。この問題は「形而上学」ないしは「神学」の問題であって、これ以上討議を続けずに、いかなる権利を宣言すべきかに専念すべきという空気になったのか。いずれにせよ、それでもこの問題が立法権と自然権の関係にかかわりがないかを検討する必要がある。

(2) ド・ラポルドの修正案には、自然権をいかなる権力も、とりわけ立法権は侵害してはならないという考え方が明示されていた（「立法府を人間の諸権利の防衛にだけ閉じ込めることで、その権力を濫用する手段をすべて取り除くことがとりわけ必要不可欠であり……」）。前文の討議では、立法権の濫用に関する文言については問題にされることなく、採択された修正「五人委員会案」には、「立法権の行為ならびに執行権の行為が政治制度全体の目的といつでも対照されうることによって、よりいっそう尊重されるために」とだけあり、立法権ならびに執行権の濫用については明言されていない。「立法府を人間の諸

35) Logo, vol. III, p. 17, Walch, p. 144

36) *Le Point du Jour ou résultat de ce qui s'est passé la veille à l'Assemblée nationale*, t. 2 (以下 *Le Point du Jour* と略), p. 178, Walch, p. 144.

権利の防衛にだけ閉じ込める」という考え方はどうなったのか。採択された前文には、「人間の不可譲かつ神聖な自然権を宣示する」とある。人間の自然権は「不可譲かつ神聖な」ものであることを宣言によって、国王、人民、人民の代表者が共に確認し、「この宣言が社会体のすべての構成員に対して恒常的に現前」することが目指されている以上、そのようにして宣言される「人間の不可譲かつ神聖な自然権」を、立法権力も執行権力も決して侵害してはならないということは、ド・ラボルドの修正案でのように明示されなくとも、自明なこととして共有されうると見なされたと考えることもできよう。

しかしながら問題は残る。というのも、なぜド・ラボルドは、国王が手にし続ける執行権だけでなく、国民の代表者たちが手にすることになる立法権によって自然権が侵害される可能性を考慮した文言をあえて挿入しようとしたのか。

憲法制定国民議会は国民を代表して、国民主権の行使として憲法を作成しようとしている。この憲法制定的権力が、国民の意思を表現するものとして、まず憲法を定め、次いで憲法を基礎にして、立法府が実定法を定めていく。つまり憲法制定的権力は、立法権、執行権、司法権といった権力を条件付けるものであり、それ自体は国民の意志以外に条件づけられない至上の権力である。

問題は、この憲法制定的権力と自然権の関係である。『第三身分とは何か?』(1789年1月公表)のなかでシエースは次のように述べていた。

国民は一切のものに先だつて存在する。その意志はつねに合法的であり、それは法そのものである。その意志に先立ち、その意志より上には自然権だけしかない。³⁷⁾

シエースが考えるには、「一切のものに先立って存在する」国民の意志に、自然権が先立つ。ということは、国民の意志に従う憲法制定的権力は、国民の意志に先立つ自然権を護るように行使されるべきであり、自然権を侵害するよ

37) Sieyès, *Qu'est-ce que le tiers état?*, Flammarion, Champs classique, 1988, p. 120.

うなことがあってはならないことになる。つまり、憲法制定的権力は、それに先立つ自然権を確認するのであって、自然権を創設することはできないし、ましてや否定することはできない。ところで、人権宣言が討議されたさい、当の人権が憲法制定的権力であっても手を付けることができない、すなわち国民の意志によっても変更することのできない普遍的な権利であるという考え方を、議員たちは共有していたのか。というのも、人権宣言の討議において、宣言されるべき人間の権利が、普遍的な自然権であるべきかどうかについて議員たちの間で考え方の違いが見られるからである。

IV-1. 人権宣言の討議 (1789年6月20日－7月31日)

三部会に寄せられたいくつかの陳情書のなかには人間の権利について宣言してほしいという要請があり、1789年の春以来、人間の権利の宣言を憲法の基礎とすべしという考え方を示す冊子が流通していたが、人間の権利の宣言について議会で話し合われるようになったのは6月の半ば過ぎになってからだ。6月20日、「競技場の誓い」として夙に知られているように、第三身分の議員たちが「王国の憲法が堅固な基礎のうえに確立するまで決して解散せず、状況によって要請される所にはどこでも集まること」を誓い、国民議会で憲法を作成するという意思が確認されるが³⁸⁾、前日の19日にはすでに憲法とともに人権宣言を検討する作業部会が提案されていた。7月6日には憲法を検討する委員会が組織され、これにより憲法とともに人権宣言を検討する作業が国民議会で開始されることになる。7月9日には3日前に組織された委員会の報告がなされ、「われわれの憲法の目的を思い起こさせるためには、憲法の前に人間の諸権利の宣言を先行させるのが適切であろう」との考え方が提出される³⁹⁾。そして7月11日、委員会の提案に沿うかたちで、ラファイエット（貴族身分選出議員）が自身の案を提示し、人権宣言についての討議が憲法制定国民議会で本格的に始まることになる⁴⁰⁾。

38) L'AN 1, p. 55, AP, t. 8, p. 138, Mon, t. 1, p. 89.

39) L'AN 1, p. 62, AP, t. 8, p. 216, Mon, t. 1, p. 143.

ただし、人権宣言を憲法に先行させることに議員たちのすべてが賛成していたわけではなく、ラファイエットが人権宣言案を読み上げるとただちに、人権宣言を憲法と切り離して出すことの危険が指摘される。ラリー＝トランドル（貴族身分選出議員）は、アメリカのようにイギリスから独立し誕生しつつある人民とは違い、古くから国家として存在するフランスの人民にとって人権宣言は適切かと問いかけ、次のように述べる。

たとえこのうえなく純粹な意図でもって、宣言行為において、われわれが自然権を前面に打ち出すとしても、それを実定法に直接結びつけなければ、われわれは、われわれを中傷する者たちにどんな武器を与えることになるか思い描いてみたまえ。彼らはどんなに勝ち誇るのか。どれほど彼らが次のように言うことか。彼らによれば社会の混乱でしかないこの原初の平等のうえに、彼らに言わせれば力の権利でしかない自然権のうえに、われわれがあらゆる権威の助成金を確立しようと欲している、と。⁴¹⁾

人民が議員たちに求めているのは「抽象的な定義よりも現実的な援助」であるとも、ラリー＝トランドルは言う⁴²⁾。ここで危惧されているのは、自然権だけが実定法と切り離されて宣言された場合、抽象的であるがゆえに誤って解釈される可能性だ。結局、7月11日の討議では人権宣言を憲法に先行させるかどうかは決まらず、ラファイエットの案が諸部局に回付されるだけに留まる。その後7月14日にこの問題が議題にあがるが決着が付かず、8月1日から4日にかけて人権宣言擁護派と懐疑派のあいだで激しく討議されることになる。

40) L'AN 1, p. 65-66, AP, t. 8, p. 221-222, Mon, t. 1, p. 148-149.

41) L'AN 1, p. 66-67, AP, t. 8, p. 222, Mon, t. 1, p. 149. Mon, t. 1 ではこの発言は簡略化されている。

42) L'AN 1, p. 67, AP, t. 8, p. 222, Mon, t. 1, p. 149.

IV-2. 人権宣言の討議（1789年8月1日－8月4日）

8月1日から4日の討議のなかで、人権宣言に賛成する論者は、人間の権利は自然法に基づいており、時代や場所によって異なるものではなく、普遍的であるという考え方の下に、長い圧政によって忘却されてしまった自然権を、人間の取り消すことのできぬ永遠の権利として人民に知らしめる必要があると説く。それに対して人権宣言に懐疑的な論者は、自然権の理念は尊重するものの、フランス国民が現実に置かれている社会との齟齬を危惧する。例えばマルーエ（第三身分選出議員）は、長い年月を経て形成されてきた法律や習俗によってフランスの国民は社会のなかで平等でも自由でもないのであって、実定法を修正し習俗を変えようとしないうちに、人間があたかも社会から切り離されているかのように自然権の一般の原理を絶対的に宣言すれば、フランス国民が現に置かれている社会状態との矛盾があらわになり危険であると指摘する。それゆえ、フランス国民が「これから置かれる強い状態と権利の宣言を対峙させ、調和させることが不可欠である⁴³⁾」と説き、実定法の基盤となる憲法の作成を優先させるべきだと主張する。このように宣言派と懐疑派の間では、社会状態においても不変の自然権を憲法に先行させて宣言すべきか、それとも、人間が置かれている社会に応じて定めることのできる市民の権利を、国民の代表者が国民の意志を代表して定めることのできる憲法と調和させるかで意見が対立する⁴⁴⁾。

注目したいのは、意見が対立するなかで、人間の権利を神の存在と結びつけて宣言すべきという論者が出てくることだ。デムーニエ（第三身分選出議員）が「最高存在にたいする国民からの感謝の念、敬意と感嘆のあらたな感情というあらたな主題⁴⁵⁾」を持ち出すと、アントレーグ伯（貴族身分選出議員）は「不滅の作者」や「人民の救済に目を光らせ、悪人どもを打ち負かし、彼奴らの陰謀を無に帰せしめた摂理」といった言葉を使いながら、宗教の重要性を説いた

43) L'AN 1, p. 107, AP, t. 8, p. 323, Mon, t. 1, p. 264.

44) Cf, L'AN 1, p. 93-111, AP, t. 8, p. 314-325, Mon, t. 1, p. 259-265.

45) L'AN 1, p. 115, AP, t. 8, p. 334, Mon, t. 1, p. 268.

うえで宣言の必要性を主張する⁴⁶⁾。幾人かの議員が宗教の問題には触れずに宣言が必要かどうかについて討議を戻すと、デュケヌワ（第三身分選出議員）が、人権宣言をもとにして憲法を作成すべきとの見解を示したうえで⁴⁷⁾、次のように主張する。

人間は社会のなかでしか自由ではない。そこにおいてこそ人間は自らの身体的能力と精神的能力を十全に享受する。最も強い人間はまた最も報酬が与えられる人間でもあり、最も器用な人間はまた最も尊敬される人間でもある。しかし自分の力を、自分の機知を乱用することは誰にもできない。自然状態においては最も強い者が最も弱い者を殺すことができるし、二十人の弱者が手を組めば一人の強者を殺すことができる。社会状態にあつては、万人が保護の法律の下で自分の人格と所有を保証されている。

人間に生を与えた存在は、人間の心に、社会への抜きがたい傾向を、抗することのできない欲求をおいた。人がなんと言おうと、自然法には社会に基礎として役立つ法律しか存在しない。人間が権利を持つのはもっぱら彼が同胞と関係する限りにおいてである。独りであれば人間は生存することができない。

こうした不動の聖なる原則に従って、人間の権利宣言は起草されねばならない。そしてこの観点から私は人間の権利と市民の権利を区別しない。なぜならもう一度言うが、人間はもっぱら市民である限りにおいてしか権利を持たない。独りで孤立して存在し、いかなる社会集団にもつながっていない人間を想定することは不可能である。⁴⁸⁾

この宣言は偉大な宗教的観念、神の存在から始めなければならない。そこから、神があらゆる人間に与えた社会への欲求とその帰結であるすべての権利を派生させ

46) L'AN 1, p. 116-117 AP, t. 8, p. 334-335, Mon, t. 1, p. 269.

47) L'AN 1, p. 117. AP, Mon にはデュケヌワの発言は記載されていない。L'AN 1の編者は Bibliothèque nationale, Le ²⁹ 151 を参照している。

48) L'AN 1, p. 119.

るべきであろう。

たとえば至高の存在が人間に存在を与えながら社会で生きる欲求を持つように強いた。もっぱら社会状態においてこそ人間は自らの諸能力に、それらが潜在的に持っているすべての広がりとするすべての展開を与えることができる。その展開が容易であればあるほど社会はより完全なものとなる。⁴⁹⁾

このようにデュケヌワは「人間の心に、社会への抜きがたい傾向を、抗することのできない欲求をおいた」神の存在から始めて宣言を起草しなければならないと主張する。デュケヌワの演説が興味深いのは、人間の社会性の問題を討議の俎上に載せようとしているからだ。人間の権利として、あらゆる社会のなかで普遍的に享受されるべき自然権を宣言するにせよ、特定の社会のなかで享受することのできる市民の権利を宣言するにせよ、社会のなかで生きる人間の権利を宣言しなければならないことには変わりがない。宣言すべき権利について、普遍的な自然権かそれとも社会によって変わりうる市民の権利かと意見が割れた問題を、デュケヌワは社会のなかで生きる欲求を神が与えたという考え方によって解決しようとしている。人間の社会性が神に因るものだとし、それを論拠に普遍的な自然権と市民の権利を区別しないデュケヌワの主張には異論があっただろう。しかしこの件に関して、8月3日は遅い時間になったためその後討議がなされないまま閉会となる。8月4日は、権利とともに義務も宣言することの提案がなされ、義務を加えるかどうかで激しく討議されるが投票により退けられ、その直後の投票で「憲法は人間と市民の権利宣言に先立たれる」と布告されることになる⁵⁰⁾。結局、人間の社会性の起源に神の存在を認めるかどうかについては討議がなされず、決着が付かないまま、宣言されるべき権利が検討されることになったのである。

49) L'AN 1, p. 120.

50) L'AN 1, p. 125, AP, t. 8, p. 341, Mon, t. 1, p. 277, Walch, p. 119, *Le Point du jour*, t. 2, p. 23. AP, Mon には権利宣言が憲法に先立つことの投票について触れられていない。

Ⅳ-3. 人権宣言の討議（1789年8月18日～19日）

8月4日の夜の審議で封建的特権の廃止という重大な決定がなされ、この法令の条項を審議することが優先されたため、人権宣言についての討議は12日まで持ち越されることになる。12日、人権宣言の様々な案を検討し、ひとつの案にまとめ5日後に議会に提示する五人委員会が選挙で組織されることになり、17日、この委員会のメンバーであるミラボー伯（第三身分選出議員）が「五人委員会案」を議会で提示、翌18日から「五人委員会案」が討議されることになる。

「五人委員会案」には様々な意見が述べられるのだが、ここで注目したいのは、神あるいは最高存在に言及すべきだと主張する論者が次々に出てくることだ。グレゴワール（聖職者身分選出議員）は次のように主張する。

人間は自らが住まう大地の片隅に偶然によって投げ入れられたのではない。人間に権利があるのなら、人間に権利を与える者について語る必要がある。人間に義務があるのなら、人間に義務を命じる者を人間に思い出させる必要がある。社会の安寧を目的とする政府が外面しか監督せず、世俗の刑罰と報償しか宣言しないなら虚しい。道徳のないし宗教的な人間ではなく世俗の人間に政府が専心していることになるからだ。宗教がなければ習俗はなく、習俗がなければ法律は効力がない。法律が押し黙るか、もしくはその声が黙らされる時、国家は動揺し、その政治的な存在は崩壊する。

したがって人間の行動を、それを導くはずの動機から切り離さないようにしよう。動機がなければ、人間は偽善者でしかなく、その美德と悪徳は罰への恐れや無処罰への期待にもとづいて計算されよう。諸世界を監視するこの眼を人間に示すことで、人間は自分が独りでいても決して独りではないと感じる。慰める証人は人間の無垢な魂を晴れやかにし、恐るべき証人は人間の罪深い魂を引き裂く。この証人は人間に、地上でのほかない自分の生存は、新たな地において永遠に終わることのない生の揺り籠にすぎないことを思い起こさせる。異教徒たちですら、人間の心は最高存在にたいする感謝に向けて開かれるべきであると感じた。子供はその父を実

際に忘れることができようか。私に生存を授けてくれる者よりももっと優しい父を、もっと忠実な友を、もっと力強く慰めてくれる者を私に与えて下さい。

社会の法典の冒頭では、社会の作者、最高の立法者に言及しよう。あの不可視の手を市民に示そう。その刻印を存在するものすべてが帯びている。道德の支点として役立つこの永遠の基盤を示そう。この基盤のうえに諸帝国とわれらが帝国は成り立っているのだ。

したがって私は次のことを切に要求する。世界全体に響き渡る名、このうえなく広大で、このうえなく威厳のある、われらが魂を大きくするのに最も適した観念、すなわち神の観念を喚起する名から権利の宣言が始まるように要求する。⁵¹⁾

グレゴワールの発言は、宣言に義務の条項を盛り込むべきだと主張していた議員たちから支持されるのだが、動議としては採用されない⁵²⁾。他の条項について討議がなされた後、ヴェルニエ（第三身分選出議員）が発言して次のように主張する。

われわれが王国に準備する憲法の基礎とはいかなるものになるのか。

人間と市民の権利の宣言、すなわち、自然が人間に生存を与えることによって人間に与え、自然そのものが人間を運命づけた社会状態によって調整され完成された諸権利の真正で荘厳な承認である。

すでにこれらの権利はこの議会の幾人もの構成員によって論証され、展開されてきた。そして彼らの輝かしい考え方は、社会哲学の完全な概論となるべきこの作品を起草するにあたって導き手となるように、議会によって選ばれた他の構成員によって賢明にまとめられてきた。

これらの起草者によって採用された諸原理は、人間が自分独りのために生まれたのではなく、自分の同胞たちに義務を負い、他の者たちの幸福に自分自身も貢献す

51) L'AN 1, p. 132-133, AP, t. 8, p. 452, Mon, p. 348. AP, Mon ではグレゴワールの発言は簡略化されている。

52) L'AN 1, p. 133. AP, Mon には該当箇所なし。

るかぎりにおいてのみ幸福になることができるということを人間に教える原理であるように私には見える。

市民たちを創出するためのこの豊穡な道徳をわれわれは最高の叡智に負っている。この道徳は最高の叡智から発露するものであり、最高の叡智が善をなそうとする意志、善を行うために自ら感じる、多かれ少なかれ強力な能力にたいして、われわれの各人は敬意を捧げるのである。

しかし諸君、われわれは自らの感情から最高の叡智に敬意を捧げるだけで充分なのか。神性を讃える仕方がどのようなものであれ、誠実な人間たちすべてが表明する道徳を単に展示するのは別の崇拜をわれわれは最高存在にたいして行うべきではないのか。

[……]

私は次のことを要求する。人間と市民の権利宣言ならびにわれわれがフランスに与えることになる憲法が、神性の力強い援助への祈願を第一に含めることを。それは神性の恩恵へのわれわれの感謝を莊嚴に捧げることであり、あらゆる恩恵のなかで第一のものとは真の宗教の光明によって啓蒙される幸福なのである。そして人間に次のことを教えるか、あるいは思い起こさせる偉大な原理のはっきりとした表現を含めることを私は要求する。

フランスが表明する宗教は、真理そのものに基礎を置いているのだから、この国家の憲法をより安定したものとし、より堅固なものにすること。

この宗教は、君主と臣下たちを平等に従わせるがゆえ、臣下たちには法的な服従を、主権者には権力の節度ある行使を命じるということ。権力が主権者に与えられたのはもっぱら彼の人民たちの幸福のためであり、主権者には権力について厳密な報告をなすように神自身から要求されるであろう。

この宗教の眼から見れば、人間たちはすべて兄弟であり、お互いを愛し合うように義務づけられているということ。どんな人間も別の人間に無縁ではなく、相互に助け合い、自分たちの手にある利益を全員で分かち合わねばならないということ。

この宗教こそが良き市民であるように命じ、自分の祖国のために持てるもの全てを、所有するもの全てを、自分自身の命さえも捧げることを命じるということ。

最後に私は、教会が神に捧げる崇拜の遵守が推奨されることを要求する。

諸君、われわれは、フランスに与えることのできるこのうえなく重要な法行為において、以上の原理を結びつけることによって、自分たちの祖国を、自分たちの主権者を、自分たちの同胞を愛する有徳の市民たちを形づくることになろう。私的な習俗があろうし、公的な習俗があろうが、王国の繁栄のためにわれわれが打ち立てようとしている賢明な制度のなかに含まれるであろう幸福の萌芽を發展することができる唯一の手段はここにある。⁵³⁾

ヴェルニエの発言について『ブワン・ドゥ・ジュール』紙が「権利の宣言において最高存在へ人間が依存しているということを言明するのを目指す複数の事由を、賢明にかつ力強く披瀝した⁵⁴⁾」と評してはいるが、この日のその後の討議では反応がまったくなく、たたき台になっている「五人委員会案」を作成した一人のミラボー伯がこともあろうに、権利の宣言の最終的な起草を憲法の他の部分が定められる時まで延期するように提案したため⁵⁵⁾、議会は紛糾し、結局あらためて各部会で「五人委員会案」を検討することとなり、結論は翌日に持ち越される。

8月19日、「五人委員会案」についての討議が再開されると、口火を切ったボヌワフ（聖職者身分選出議員）は、人権宣言の討議の最初にラファイエットが提示した案を支持したうえで、「人間は自己の保存と平穏にたいする神聖な権利を持つ」および「最高存在は人間たちを権利上、自由で平等なものに作った」という文言を付け加えるように提案する⁵⁶⁾。この提案に即座に反応する議員はおらず、次に発言したベルラン（第三身分選出議員）が権利とともに義務も含む宣言をなすように要求したり（先に否決された動議であり、予定された議事ではなかったので支持されることも、否決されることもなかった）、ミラ

53) L'AN 1, p. 135-137. AP, Mon にヴェルニエの発言は記載されていない。L'AN 1の編者は *Bibliothèque nationale, Le* ²⁹ 145 を参照している。

54) *Le Point du jour*, t. 2, p. 163.

55) L'AN 1, p. 141, AP, t. 8, p. 454, Mon, p. 350-351.

56) L'AN 1, p. 144, AP, t. 8, p. 457, Mon, p. 352.

ボー弟（貴族身分選出議員）が形而上学的な議論のなかで彷徨うよりも、憲法の冒頭には宣言の代わりに「各人と全員の善のために、われわれは以下のことを布告する」という文言をおくことを提案するという、これまでの討議を台無しにしてしまうような発言があったため⁵⁷⁾、議長が「五人委員会案」を承認するか否決するか投票に移ることを提案すると、投票によってほぼ全会一致で「五人委員会案」は棄却されてしまう⁵⁸⁾。ただ、議会が宣言を作成するにあたって素案になるような何らかの案が必要だということになり、その案を選ぶにあたって議会で投票を行うか、諸部会に分かれて投票するかで紛糾する。

そんな状況の中、ラリー＝トランダル（貴族身分選出議員）が演説を始め、「この宣言を可能な限り簡潔で明快に短くすること」をまず要求し、「五人委員会案」を概ね評価したうえで「ムーニエ氏の手になる宣言ほど明快かつ簡潔で、原理に一致しており、にもかかわらず諸事情や場所や時代に賢明にも順応しているものはまったくないように私には思われる」と述べ、ムーニエ案を短くして変更を施し、ミラボールが提示した「五人委員会案」の冒頭部分に付け加えるように提案し、そしてさらに次のように主張する。

ビゾン・デュ・ガラン氏〔第三身分選出議員〕の宣言のなかに私が見つけた人間と最高存在の関係についての条文を⁵⁹⁾、とりわけこの宣言に付け加えることをミラボール氏に薦める。自然について語るときにはその創造主について語られんことを。そして政府を形作るときには、あらゆる義務のあの最初の基礎、社会のあの最初の

57) L'AN 1, p. 145, AP, t. 8, p. 457, Mon, p. 353.

58) L'AN 1, p. 146, AP, t. 8, p. 457-458, Mon, p. 353.

59) ラリー＝トランダルが言及している条文は以下のものと推測される。「第4条 自然の秩序、義人の平和、悪人の悔恨、われらが父祖の伝統、これらすべてのことから、罪を罰し、正義と徳に報いる神が存在することが証される。この真理は人間の権利に、不動で永遠かつ神聖な支えを与える。宗教はこの豊穡な真理を広め、強化し、発展させるのであるから、善良な人間はみなこの真理を表明しなければならない。」L'AN 1, p. 229. ムーニエ案は7月6日に設置された憲法委員会の報告を受けて、討議の土台となる草案の一つとして採用され、7月27日にムーニエによって議会で朗読された（『資料 権利の宣言——1789』前掲書、87頁）。AP, t. 8. 285-287.

紐帯、悪人に対するあのもっとも強力な歯止め、そして不幸な者にとってのあの唯一の慰めを忘れることができると信じられることのなきように。デュ・ガラン氏の条文はあらゆる崇拜、あらゆる宗教に適用可能である。私はこの条文が宣言と一体になるように執拗に求める。⁶⁰⁾

この堤案にも反応がないまま、素描案を議会で選ぶか諸部会で検討するかに討議が移り、議会で投票によって選ぶことが決まって採決に入る。その結果、なぜか、これまでの討議で触れられることがなかった「第六部会案」が620票を集め（シエース案が240票、ラファイエット案は45票）、以後の討議のたたき台になることが決まる⁶¹⁾。

このように、当初のたたき台であった「五人委員会案」に関して議会在紛糾し退けられた後、「第六委員会案」が新たなたたき台として8月20日から26日にかけて、各条項が全体会議で討議されることになる。なぜ、それまでの長い討議のなかで触れられることがなかった「第六委員会案」が、シエース案とラファイエット案に大差をつけて第一位となったのかについてはここでは立ち入らない⁶²⁾。ここで注目しておきたいのは、「五人委員会案」を巡って主に討議された問題から逸れたかたちで出てきた、最高存在あるいは神へ言及すべきという主張に対して反論する者がおらず、かといって文言を挿入する動議が提案

60) L'AN 1, p. 148, AP, t. 8, p. 458-459, Mon, p. 354.

61) L'AN 1, p. 149, AP, t. 8, p. 459, Mon, p. 362. 国民議会では、40人の議員からなる30の部会（月ごとに構成員が交替）に分かれ、全体会議の前に各部会が懸案事項を検討することになっていた。7月30日の朝に各部会が開かれたが、権利の宣言の検討を行ったのはわずかで、第六部会だけが「第六部会案」を承認していた。シエースの宣言案は四種類あるが、投票にかけられたのは『アルシーブ・バルルマンテール』に8月12日に付録として収録されている全42条からなる「社会における人間の権利の宣言」(AP, t. 8, p. 422-424)と言われている（『資料 権利の宣言——1789』前掲書、46頁）。

62) ヴァルシュは、シエース案やラファイエット案やムーニエ案のように支持者のはっきりとした主要草案をどれかひとつ取れば敵対者との妥協が難しくなることから、第六部会案の「曖昧さ」がむしろ多くの票を集めるのに功を奏したと推測している。Walch, p. 140.

されるわけでもなく、決着が付かないまま、主要な問題へと討議が移っていったことだ。振り返っておけば、「五人委員会案」をたたき台として意見が分かれた主要な問題は、(1) 人権宣言を憲法に先行させるかいなか、(2) 宣言すべきは普遍的な人間の権利か、それともその都度の社会に生きる市民の権利か、(3) 権利とともに義務を宣言するかいなかであった。(1) と (3) に関しては、その後の討議のなかで何度も蒸し返されるにしても、人権宣言を憲法に先行させること、義務は宣言に含めないことが採決された。(2) に関しては決着がついていない。決着がつかない討議のなかで、デュケヌワグが「人間の心に、社会への抜きがたい傾向を、抗することのできない欲求をおいた」神の存在から始めて宣言を起草しなければならないと主張したのである。しかしながら人間の社会性の起源をどのように説明するかという「形而上学的」な問題に討議が収斂しないまま「第六委員会案」が逐条審議されることになった。

先に見たように、前文の審議のさい、人間はその権利を自然からではなく最高存在から受け取っていると主張するヴィリウー伯に対して、ド・ラボルドが「『最高存在の前で、等』を宣言するのは無用である」、「人間はその権利を自然から手にしており、何人からも手にしていない」と述べるにいたって、この問題があらためて浮上してくることになった。しかしながらそこでも、この「形而上学的」あるいは「神学的」な問題が徹底的に討議されることなく、前日に否決された「五人委員会案」が再び採り上げられ、最高存在に関する文言が付け加えられたうえで前文が決議されることになったのである。

ここまで人権宣言の討議を始めから振り返り、最高存在の文言がいかなる経緯で前文に書き込まれることになったかを見てきたが、人間の権利を宣言するうえで、なぜ「最高存在の前でその庇護の下に」という文言が必要であるかについて、他の議員たちすべてを納得させる演説を行った者はいたろうか。採決によりこの文言が刻まれることになったものの、人間の権利と最高存在の関係という問題は、議員たちの間で決着が付いたのか。

終わりに

人権宣言が採択された後の討議に戻ろう。先に見たように、10月8日から憲法に記載する国王による承諾と公布の文言が討議されたさい、ロベスピエールは、法律の公布に使われてきた旧体制下の文言「神の恵みによって、フランス国とナヴァール国の王であるルイは」を、専制の表現として棄却すべきだと主張した。この意見に対してフレトーが「神の恵み」の文言は残すべきだと反論した。その時の論拠は、一過性の存在にすぎない特定の国民の意思によって変更できる法律や憲法とは違って、特定の国民の存在条件には左右されない普遍的な道德原理があり、そうした不易の道德原理は最高存在に由来するから、というものだった。フレトーの考え方に対してロベスピエールがその時どのように思ったかについては不明である。が、ロベスピエールの修正案には「神の恵み」の文言が残されていた。

その後ロベスピエールは、最高存在ないし神に関して、議会や人民に対してどのような考え方を説くことになるのか。議会では、憲法制定国民議会、立法議会、国民公会と構成員が変わっていくなかで、最高存在ないし神に関してどのような決議をしていくのか。ジロンド派人権宣言（1793年5月29日）では最高存在にかかわる文言が消えるが、ジロンド派議員が追放された直後、モンターニュ派人権宣言（1793年6月24日）で「最高存在の面前で」の文言が復活する⁶³⁾。この文言で何が問題となっていたのか。ロベスピエールほうはどうかといえば、1793年秋から広まる非キリスト教化運動に歯止めをかけようとして、人民のなかにはキリスト教会の教義や儀式を疎んじている者が多く出てきているにしても、善悪を審判する神の観念にはいまだに愛着を抱いているとして無神論を批判するのだが、そのさいに「国民公会が、最高存在の面前で人間

63) *Les Déclarations des droits de l'homme (Du Débat 1789-1793 au Préambule de 1946), textes préfacés et annotés par Lucien Jaume*, GF Flammarion, 1989, p. 262, p. 299.

の諸権利を宣言したのは断じて無駄ではない⁶⁴⁾」と述べることになる。そして翌年には、「フランス人民は最高存在にふさわしい崇拜が人間の諸義務の実践であることを認める⁶⁵⁾」という法令を国民公会に布告させ、最高存在の祭典を創設することになる。なぜロベスピエールは最高存在への崇拜を人民へ義務づける法令を立法者として提案することになったのか。なぜ人民の道德の基盤に神の観念を据えておくべきだと考えたのか。それについては別稿で検討することにして、ここでは問題点をまとめてこの論考を締めくくりたい。

問題は、革命期のフランス人民という一過性の存在の希求に則ってその代表者たちが決めることのできる憲法や法律に先立つ普遍的な原理があると国民の代表者たちが認めるかどうかである。あるとするなら、そのような原理がいかにして存在するかを国民に説明することができなければならない。

「宣言派」の論者が人権宣言を憲法に先行させるべきだと主張したのは、憲法制定的権力によって定めることのできる憲法に先行する普遍的な人間の権利があるという考え方に基づいていた。特定の社会に適した「市民の権利」を憲法に適合した形で宣言すべきとする「懐疑派」に「宣言派」が勝利したにせよ、宣言すべき権利は、憲法制定的権力によっても手を付けることのできない権利だという考え方は議会で共有されたのか。宣言の第2条には「人間の消滅することのない自然権」として、自由、所有権、安全、および圧制への抵抗が書き込まれる。しかしながら第4条で、これらの「自然権」を各人が行使するにあたって、「社会の他の構成員たちにこれら同種の権利の享受を確保すること以外の限界を持たない」と但し書きが付けられ、「これらの限界は法によってのみ規定することができる」とされた⁶⁶⁾。つまり、宣言された「人間の消滅することのない自然権」は、国民の意思に則ってその代表者たる立法者が定める憲法や法律によって限界を定めうるとされたのだ。そうなると、特定の社会に適した——普遍的ではなく特殊の——「市民の権利」と同じように、「自然権」の

64) OCR, t. 10, p. 196.

65) OCR, t. 10, p. 462.

66) *Les Déclarations des droits de l'homme, op. cit.*, p. 12-13.

限界を、国民とその代表者が「法」によって変更できることになる。そうであれば、何を根拠にして「自然権」の限界を定めるかが、立法者たちの討議に委ねられることになる。そうした討議は、はたして決着が付くのか。ジロンド派人権宣言では「人間の消滅することのない自然権」という文言が消え、その代わりに「社会における人間の権利」として平等、自由、安全、所有権、社会的保障、圧制への抵抗が挙げられる⁶⁷⁾。モンターニュ派人権宣言では「人間の消滅することのない自然権」の文言が復活し、平等、自由、安全、所有権が挙げられる（抵抗権は別項で「叛乱権」として挙げられ、「権利のうちで最も神聖で、義務のうちで最も欠くことのできないもの」とされる⁶⁸⁾）。モンターニュ派失脚後のテルミドール派人権宣言では「最高存在の面前で、つぎのような人間および市民の権利と義務の宣言を声明する」とされ、「社会における人間の権利」として、自由、平等、安全、所有権が挙げられ、抵抗権は消える⁶⁹⁾。このように「自然権」の限界どころか、「自然権」の内容が議会の趨勢によって変更され、「自然権」そのものが否定されてしまうこともある。長い討議を経て1789年8月末に「人間および市民の権利宣言」において「人間の消滅することのない自然権」が声明されたとはいえ、それは絶対的なものにはならなかった。

ジロンド派議員が排除された後、「恐怖政治」期に入ると、フランス人民のなかから反革命容疑者が逮捕され、そのうちの多くの者が処刑されていく。人間の権利にせよ市民の権利にせよ、権利が保証される共和国人民そのものが純化される。そうした経緯を考慮したうえで、なぜ「最高存在」への言及がなされるのか、なされないかを考える必要がある。

ロバスピエールは最高存在への崇拜を義務づける提案をするにあたって次のように述べる。

道徳を永遠で聖なる基礎に結わえつけよう。人にたいするあの宗教的な敬意を、

67) *Ibid.*, p. 262.

68) *Ibid.*, p. 299, p. 303.

69) *Ibid.*, p. 307.

自分の義務へのあの深い感情を人に吹き込むことにしよう。それは、社会の幸福を唯一保証するものである。⁷⁰⁾

「幸福」、それは前文に書き込まれたように、「人権宣言」の究極の目標である。この目標に向けて、なぜロベスピエールは、国民の道徳を最高存在という永遠で聖なる基礎に結びつける提案をすることになるのか。「国民の上に聳え立ち、その意思を検閲する権利は、地上のいかなる権力にも属していない⁷¹⁾」と断じ、国王の権力を批判していたロベスピエールが、なぜその後、国民の上に聳え立つ最高存在を崇拜するように、国民の意思を向かわせることになるのか⁷²⁾。

70) OCR, t. 10, p. 458

71) 既に引用、OCR, t. 6, p. 101.

72) この問題に関しては、次の拙稿で考察を始めている。上田和彦「『恐怖政治』と最高存在の祭典——ロベスピエールの徳論」外国語外国文化研究 X VII, 2016, p. 119-157.